



2024年5月10日

各位

会社名 株式会社オートボックスセブン
代表者名 代表取締役 社長 堀井 勇吾
(コード：9832 東証プライム市場)
問合せ先 広報・IR部長 平賀 則孝
(TEL 03-6219-8718)

従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての 自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、オートボックス誕生50周年を記念して、当社、当社の国内子会社および国内孫会社（以下総称して「当社グループ」といいます。）の従業員に対して、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）に基づき、下記のとおり、オートボックスセブン従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を割当予定先として、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2024年11月20日
(2) 処分する株式の種類および数	当社普通株式 186,250株（注1）
(3) 処分価額	1株につき1,548.5円（注2）
(4) 処分総額	288,408,125円（本日現在の見込額であり、上記（3）の処分価額に上記（2）の処分株式数を乗じた額とします。）
(5) 処分方法	第三者割当の方法により、本持株会から引受けの申込みがされることを条件として、上記（2）に記載の処分株式の数の範囲で本持株会が定めた申込株式の数を本持株会に対して割り当てます（当該割り当てた数が処分株式の数となります。）
(6) 割当予定先	オートボックスセブン従業員持株会 186,250株 なお、各対象従業員（以下に定義します。）からの付与株式数の一部申込みは受け付けないものとします。
(7) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しています。

（注1）「処分する株式の数」は、本制度の適用対象となり得る最大人数である当社グループの従業員3,725名に対して、当社普通株式50株を譲渡制限付株式として付与するものと仮定して算出したものです。実際に処分する株式の数は、本持株会未加入者への入会プロモーションや本持株会の会員への本制

度に対する同意確認が終了した後の、本制度に同意する当社グループの従業員（以下「対象従業員」といいます。）の数に応じて確定します。

（注2）2024年5月9日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を基準として算出した処分価額をもとに見込額を記載しております。なお、当社は、本日、2024年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）等を公表していることから、当該公表に伴う株価への影響を織り込み、また、既存株主の利益に配慮するため、2024年5月17日（以下「条件決定日」といいます。）に、株価変動等諸般の事情を考慮の上、(i)2024年5月9日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である1,548.5円と(ii)条件決定日の直前取引日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を比較し、高い方の金額を譲渡制限付株式の処分価額として決定いたします。

2. 処分の目的および理由

当社は、オートバックス誕生50周年を記念して、本日開催の取締役会において、本持株会に加入する当社グループの従業員のうち、対象従業員に対し、対象従業員の福利厚生増進策として、本持株会を通じた当社が発行又は処分する当社普通株式を譲渡制限付株式として取得する機会を創出することによって、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを対象従業員に与えるとともに、財産形成の一助にもなり、対象従業員が当社の株主との一層の価値共有を進めること、さらには従業員エンゲージメントの向上を図り、人的資本の向上に寄与することを目的として本制度を導入することを決議しました。

本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

本制度においては、対象従業員に対し、1名につき当社普通株式50株を譲渡制限付株式として付与するための特別奨励金として、金銭債権（以下「本特別奨励金」といいます。）が支給され、対象従業員は本特別奨励金を本持株会に対して拠出することとなります。そして、本持株会は、対象従業員から拠出された本特別奨励金を当社に対して現物出資することにより、譲渡制限付株式としての当社普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により、当社普通株式を新たに発行又は処分する場合において、当該普通株式の1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、本持株会（ひいては対象従業員）にとって特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

当社および本持株会は、本制度による当社普通株式の発行又は処分に当たっては、①一定期間、割当てを受けた株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること（以下「譲渡制限」といいます。）、②一定の事由が生じた場合には割当てを受けた株式を当社が無償取得することなどをその内容に含む、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたします。また、対象従業員に対する本特別奨励金の支給は、当社と本持株会との間において、本割当契約が締結されることを条件として行われることとなります。

なお、対象従業員は、本持株会に係る持株会規約および持株会運営細則等（以下「本持株会規約等」といいます。）（注）に基づき、本持株会が発行又は処分を受けて取得した譲渡制限付株式に係る自らの会員持分（以下「譲渡制限付株式持分」といいます。）については、当該譲渡制限付株式に係る譲渡制限が解除されるまでの間、当該譲渡制限付株式持分に対応した譲渡制限付株式を引き出すことを制限されることとなります。

(注) 本持株会は、本自己株式処分に係る取締役会決議日以降速やかに開催される本持株会の理事会において、本自己株式処分を受けるに先立って、本制度に対応した、本持株会規約等の改定を決議予定であり、当該改定は、当該理事会の決議に従って効力が発生する予定です。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である本持株会が対象従業員から拠出された本特別奨励金の全部を現物出資財産として払い込むことで、本持株会に対して、当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）を処分することとなります。本自己株式処分において、当社と本持株会との間で締結される本割当契約の概要は、下記「3. 本割当契約の概要」のとおりです。

本自己株式処分における処分株式数は、上記「1. 処分の概要」の（注1）に記載のとおり後日確定しますが、本制度の適用対象となり得る当社グループの従業員3,725名の全員が持株会に加入し、本制度に同意した場合には186,250株を予定しています。かかる処分株式数を前提とした場合、本自己株式処分における株式の希薄化規模は、2024年3月31日現在の発行済株式総数82,050,105株に対し0.23%（小数点以下第3位を四捨五入しています。割合の計算において以下同じです。）であり、2024年3月31日現在の総議決権個数778,954個に対し0.24%です。

本制度の導入は、対象従業員の福利厚生増進策として、本持株会を通じた当社が発行又は処分する当社普通株式を譲渡制限付株式として取得する機会を創出することによって、対象従業員の財産形成の一助とすることに加えて、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを対象従業員に与えるとともに、対象従業員が当社の株主との一層の価値共有を進めること、さらには従業員エンゲージメントの向上を図り、人的資本の向上に寄与することを目的とするものであり、当社グループの企業価値の増大に寄与するものと考えており、本自己株式処分における処分株式数および株式の希薄化規模は合理的であり、また、その希薄化規模を踏まえても市場への影響は軽微であると判断しています。

なお、本自己株式処分は、本自己株式処分に係る処分期日の前日までに改定された本持株会規約等の効力が発生すること、および申込期間に当社と本持株会との間で本割当契約が締結されることを条件として実施されます。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2024年11月20日から2027年3月31日まで

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が譲渡制限期間中、継続して、本持株会の会員であったことを条件として、当該条件を充足した対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で、譲渡制限を解除する。

(3) 本持株会を退会した場合の取扱い

対象従業員が、譲渡制限期間中に、死亡、役員就任（会員資格を喪失しない場合を除く。）、その他の正当な事由（自己都合によるものはこれに含まれない。）により当社グループの使用人の地位を退職することに伴い本持株会を退会する場合（会員資格を喪失した場合又は退会申請を行った場合を意味する。）には、当社は、本持株会が対象従業員の退会申請を受け付けた日（会員資格を喪失した場合には当該資格を喪失した日（死亡による退会の場合には死亡した日）とし、以下「退会申請受付日」という。）において当該対象従業員の有す

る譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、退会申請受付日をもって譲渡制限を解除する。

(4) 当社による無償取得

対象従業員が、譲渡制限期間中に本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当社は、当該時点において当該対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、本持株会が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。また、本持株会は、本持株会規約等の定めに従い、本割当株式に関して対象従業員が保有することとなる譲渡制限付株式持分について、対象従業員が有するそれ以外の会員持分（以下「通常持分」という。）と分別して登録し、管理する。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該承認の日において本持株会の保有に係る本割当株式のうち、対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する。

4. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

割当予定先である本持株会に対する本自己株式処分は、本制度に基づき譲渡制限付株式付与のために対象従業員に支給された本特別奨励金を出資財産として、対象従業員が本持株会に拠出して行われるものです。処分価額につきましては、既存株主への配慮という観点から、また、恣意性を排除した価額とするため、(i)2024年5月9日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である1,548.5円と(ii)条件決定日の直前取引日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を比較し、高い方の金額としております。これは、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、本持株会にとって特に有利な金額には該当しないものと考えております。

なお、2024年5月9日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である1,548.5円の、東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第3位を四捨五入）は次のとおりとなります。

期間	終値平均（円未満切捨て）	乖離率
1ヶ月（2024年4月10日～2024年5月9日）	1,572円	-1.49%
3ヶ月（2024年2月13日～2024年5月9日）	1,607円	-3.64%
6ヶ月（2023年11月10日～2024年5月9日）	1,588円	-2.49%

また、当社の監査等委員会(独立社外取締役2名を含む3名で構成)から、上記処分価額について、本自己株式処分が本制度の導入を目的としていること、および処分価額が、(i)取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値と(ii)条件決定日の直前取引日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を比較し、高い方の金額であることに鑑み、割当予定先である本持株会に特に有利な金額に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

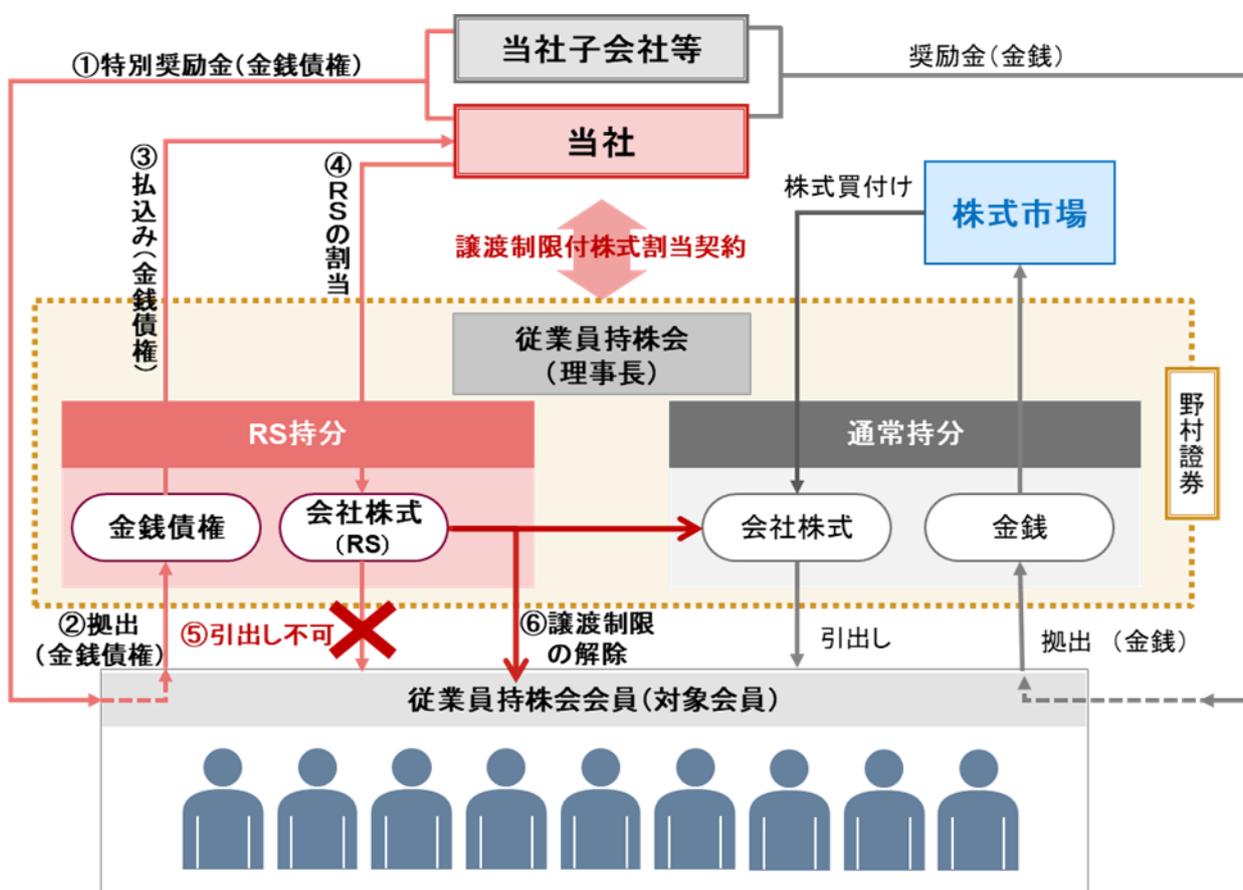
5. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

(ご参考)

【本制度の仕組み】

- ① 当社グループは、本制度に同意した対象従業員に譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として金銭債権を支給します。
- ② 本制度に同意した対象従業員は、上記①の金銭債権を本持株会へ拠出します。
- ③ 本持株会は、上記②で拠出をされた金銭債権を取りまとめ、当社へ払い込みます。
- ④ 当社は、本持株会に対して譲渡制限付株式（下図において「RS」といいます。）として本割当株式を割り当てます。
- ⑤ 本割当株式は、野村証券株式会社を通じて、本持株会が開設した専用口座へ入庫され、譲渡制限期間中の引出しが制限されます。
- ⑥ 譲渡制限解除後は本持株会の通常持分と同様に本割当株式を引き出すことができます。



以上